

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年4月26日)

開催日及び場所			令和 5 年 3 月 1 5 日（水曜日）農産局第 3 会議室		
委員			白鳥省吾（法人参与） 中嶋寿康（公認会計士） 大田裕章（弁護士）		
審議対象期間			令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 1 2 月 3 1 日		
審議対象案件			123 件 うち、 1 者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 3 件 (抽出率 4 %) (抽出率 75%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 — %)		
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	5 件 うち、 1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	0 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	0 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第58回 令和5年3月15日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 令和4年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約（入札番号2）【整理番号18】 （業務概要） ○応札に必要な資格の中で、精度管理というのは技術のことですか、検査精度の管理体制のことですか。 ○加工適正試験とは、何ですか。 ○この数年がアメリカ、カナダ、オーストラリアになっている理由は何ですか。	○引き続き小麦の安定的な輸入を確保するためには、輸入先国及び銘柄の多角化を図ることが重要と考えられます。このため、代替輸入先国と考えられる国で生産された小麦及び代替輸入銘柄と考えられる小麦に含まれる重金属、カビ毒及び残留農薬等の実態を把握することを目的として、精度管理された検査機関で検査を行うものです。 ○検査精度の管理体制のことです。検査精度が維持できているか検査機関内部で確認するとともに第三者の評価を受ける管理体制となっています。 ○その小麦をパンや麺などに加工し、出来上がりの品質を確認する試験ということです。 ○輸出余力が大きい輸出国の中から選定しており、結果的にその3か国となっています。
2 小麦中の麦角アルカロイド分析法性能試験等業務【整理番号118】 （業務概要）	○農林水産省では麦類の輸入を行っており、消費者に安全な麦類を提供するため平成30年以降に麦角アルカロイドの汚染実態調査を行っています。国際的なリスク管理機関であるCodex委員会のガイドラインに従って妥当性が確認された分析法によるデータが必要となっていることから、本業務は、特に需要量の多い小麦について、性能試験を実施した結果

○今までは混入率で判断していたものを、化学分析による基準に変えようという流れになっているのですか。	を収集し、分析法の適正や汎用性があるかどうかを確認することとしています。 ○国際的にも残留基準を設定する流れになりつつあります。国際的なリスク管理機関での議論に対応するために、妥当性が確認された国際的に通用する分析法が必要であり、本業務はその準備をするためのものです。
3 令和4年度ベトナム産米の分析用試料採取及び生産段階での農薬等の使用・管理に関する情報収集業務【整理番号 119】 (業務概要) ○元年度から同じ検査や契約を行っていると思いますが、以前の契約と令和4年度の契約ではどこが違うのですか。	○我が国の主な輸入国はアメリカ、タイ、中国ですが、本事業の対象であるベトナムは、過去に基準を超過する濃度の農薬検出がされたため、近年はほぼ輸入されていません。 このため、ベトナム産米の安全性向上の協力を行うという観点から、残留農薬等の分析調査を実施しました。令和元年度からはそのフォローアップ活動として、分析調査の結果、基準値を超える残留農薬が検出されたコメの生産地での農薬使用実態等の調査を行っているところです。 ○平成30年度と令和元年度は、紹介された精米所の試料をサンプル採取し分析する事業を実施しています。元年度はフォローアップ事業も並行することになり、農薬事情の調査をする情報収集業務を2年度まで現地で実施し、3年度はコロナの影響のためオンラインで行い、4年度は全て現地で実施しました。 米をサンプル採取して送ってもらう業務は以前と変わりませんが、今回は採取した米にどのような農薬が使用されているかといった生産履歴の調査を併せて行うことが新しい点です。その後にもまた別事業で詳細な分析をすることとしています。

○1者入札となっているのは、現地に拠点があるような会社でないと難しいからですか。	○入札公告には必要資格等に拠点の要件は付さずに公示しましたが、結果的にそういう点で難しかったと思われます。
4 令和4年度政府所有米麦情報管理システム改修業務【整理番号 121】 (業務概要) ○過去3年は1者応札で、今回3者まで増えた理由は何ですか。 ○以前は総合評価落札方式だったことがあるようですが、今回一般競争契約にした理由は何ですか。	○貿易業務課では、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府所有米麦の売買当に関する業務を行っています。 この売買等に係る各種データや、電子見積もり合わせ機能を付した政府所有米麦情報管理システムというものを以前から使用しており、業務ニーズに沿う形での機能改修業務を毎年、競争入札で調達しています。 ○今回の改修内容の点では、開発部分でいえば予算規模がそれほど大きくはなく、他事業者も仕様書・要件定義書の内容から、自社も改修に応じられると判断したのではないかと考えています。 ○以前は、通常の運用時・障害時の保守・年度の機能改修業務での調達で、一定以上の金額となること、十分な技術力を加味するということから、総合評価落札方式で行いました。今回は、改修のみであり一定未満の金額のため、一般競争契約としました。
5 歳入金電子納付における国庫金接続試験実施に係る金融機関関係試験業務【整理番号 122】 (業務概要)	○政府所有米穀情報管理システムの一機能として、今回の試験業務は、事業者の利便性のため、政府所有米穀情報管理システムから事業者が保有する口座振替を行って、国庫に収納させるという機能を新たに開発するにあたり、接続試験を実施するものです。一般競争契

○1者応札となった原因についてどのように考えていますか。	約で入札を実施し、1者応札となりました。 ○他省庁においても電子納付がスタンダードになってきていますが、他の税金や手数料などの電子納付と比べると米麦売払代は扱い件数が小さいものであること、収納方式が一つ増えることで利便性が増すのはあくまでも米麦事業者ですので、こうした点について銀行側が判断された結果ではないかと考えています。
-------------------------------------	---

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。